

## 翻訳（解題付）

Marilyn OLIVA, “Unsafe Passage: The State of the Nuns at the Dissolution and their Conversion to Secular Life”, *The Vocation of Service to God and Neighbour (International Medieval Research, 5)*, Turnhout, 1998, pp. 87-103.

# M. オリヴァ 「危うい移行： 修道院解体期の修道女の状況と世俗復帰」

上 條 敏 子 訳・解題

〔ヘンリー 8 世治下における〕修道院弾圧にともない修道院を追われた修道者の世俗復帰については、久しく以前から歴史書のなかで生々しく描写されてきた。多くの托鉢修道士、修道女、修道士、修道参事会士について悪口雑言がむけられ、道徳状態は、退廃していた、もしくは気が抜けたようであったかに見做された。修道生活の健全性の評価を職務とした国王判事によって虚構が語られたのであった。放逐された者たちに与えられた選択、彼らに対して国王が下賜した金銭的補償が論議された。加えて、1550 年代、1560 年代の年金受領者名簿と司教区の教会戸籍簿によって、夥しい数の元修道者の追跡調査が行われ、運命の輪を逆周りさせることができない形で生活が激変してしまった人々の人生に実際何が起きたのか、ふんだんに情報が得られるようになった<sup>1</sup>。

修道女の身に起きた変化が同じ境遇にあった男性の身に起きた変化に

---

<sup>1</sup> 例えば、G. Baskerville, *English Monks and the Suppression of the Monasteries* (New Haven, 1937) また、A. G. Dickens, *The English Reformation* (New York, 1964) また、Hodgett, “Unpensioned Ex-religious”, pp. 195-202 また、Knowles, *Religious Orders in England*, vol. 3 また、G. W. O. Woodward, *The Dissolution of the Monasteries* (New York, 1966) また、Youngs, *Dissolution*.

較べて激烈であった点、歴史家たちはおおむね一致している<sup>2</sup>。しかし、この事実を認めながらも多くの研究者たちが、修道女とその運命を瑣末としてさして問題にしてこなかった。修道女は老齢にたっしていたから、修道院解体が彼女らのライフスタイルにどのような望ましからぬ変化をもたらしたにせよ、そう長く苦しむこともなかったと、あるいは、出身階層と親族の社会的地位が高く、家族や友人の世帯に招きいれられた、といわれてきたのである<sup>3</sup>。修道女の人生の顛末はなおざりにされてきたのであり、それゆえ、われわれが扱おうとしているのは、修道院史のなかでも更なる検討を要する領域ということになる。

ここで検討しようとするのはノリッジで生活していた133人の修道女を中心に修道女たちがいかにして修道院外の生活に入っていったかである。どのような類の手段と好機が、誓願を立て禁域に生きる女性としての人生に終止符をうち修道院の壁の外に広がる俗世に生きるうえで、役立ったのだろうか<sup>4</sup>。修道女の世俗復帰に影響した要因はいろいろある。修道院閉鎖時の年齢、国王から支給された手当て、自身の社会的地位である。本稿では、特にノリッジ司教区の11の女子修道院を追われた修道女を中心に論じるが、ノリッジの修道女の移行体験をヨークシャー、ロンドン、ミドルセックスの修道女の体験と比較することもできよう<sup>5</sup>。そ

---

<sup>2</sup> Hodgett, “Unpensioned Ex-religious”, p. 201 また、Retha Warnicke, *Women of the English Renaissance and Reformation* (London, 1983), pp. 69-70.

<sup>3</sup> Geoffrey Baskerville, “The Dispossessed Religious after the Suppression of the Monasteries”, in *Essays Presented to Reginald Lane Poole*. ed. Henry W. Davis (Oxford, 1927), pp. 436-65 の p. 461 また、Claire Cross, “The Religious Life of Women in Sixteenth-Century Yorkshire”, in *Women in the Church*, ed. W. S. Sheils and Diana Wood, *Studies in Church History* 27 (London, 1990), pp. 307-24 また Dickens, *English Reformation*, pp. 245-46.

<sup>4</sup> この数字がどのようにして決定されたかは、拙著を参照。*The Convent and the Community in Late Medieval England* (Woodbridge, 1998).

<sup>5</sup> Claire Cross and Noreen Vickers, *Monks, Friars and Nuns in Sixteenth Century Yorkshire*, Yorkshire Archaeological Society Record Series, 150 (1995) また、Catherine Paxton, “The Nunneries of London and its Envi-

うした比較を試みることで、どちらかといえば不分明な主題に大きな光明が射すだけでなく、女性に特有な信仰心のパターンが明らかになる。女性特有の信仰心の諸側面は、世俗復帰に際して男性女性いずれの場合にもジェンダーが影響したことを示す。

ノリッジ司教区の女子修道院は、1536年、年取200ポンド未満の修道院が閉鎖されたことで、2院を除き、すべて解体された。同地域に存在した4つのクララ会女子修道院のひとつであった Bruisyard 修道院、司教区唯一のギルバート会修道院であった Shouldham 修道院のみがかろうじて命脈をたもった。しかし、それも1539年までのことであった。したがって、修道女の大半は、修道院解体の第一波によって修道院を追われたことになる。ひるがえって、イングランド全土でみると、女子修道院の半数近くは第一波の修道院解体後も存続したから、1536年の修道院解体によって影響をうけたのは、後の修道院解体の第二波の影響をうけたよりも少数の修道女に限られた<sup>6</sup>。

さて、修道院が閉鎖された当時、ノリッジ司教区の修道女の大半は、比較的若かった。Campsey Ash の7人の修道女は、1532年に行われたこの修道院への司教による最後の巡察時に年齢を報告していたが、ほとんどは修道院解体の4年後に30代半ばであった<sup>7</sup>。

修道院閉鎖当時35歳程度であった修道女は他にも多かっただろう。例えば11名中5名の修道女が1560年代中頃まで存命しているし Shouldham 修道院の修道女の何名かは1550年代、1560年代にも生存を確認で

---

ronment in the Later Middle Ages” (unpublished D. Phil. dissertation, University of Oxford, 1992) また、John Tillotson, *Marrick Priory: A Nunnery in Late Medieval Yorkshire*, Borthwick Papers no. 75 (York, 1989).

<sup>6</sup> 私が数えたところでは、1536年にはおよそ65院の女子修道院が解散させられ、1539年から1540年にかけては、約70院が閉鎖された。以下も参照。Kathleen Cooke, “The English Nuns and the Dissolution”, in *The Cloister and the World: Essays in Medieval History in Honour of Barbara Harvey*, ed. John Blair and Brian Golding (Oxford, 1996), pp. 287-301 の p. 294.

<sup>7</sup> Augustus Jessopp, ed., *Visitations of the Diocese of Norwich, 1492-1532*, Camden Society, new ser. 43 (London, 1888), pp. 291-92.

きる<sup>8</sup>。年齢に関する修道女自身の証言から、また遺言書や16世紀半ばの年金受領者名簿から拾った証拠から、ノリッジ司教区では、女子修道院の大半が閉鎖された1536年当時、修道女の平均年齢は32歳であったと推定される<sup>9</sup>。

ノリッジ以外でも、多くの修道女が修道院解体後も数十年にわたって生き長らえた。17の女子修道院の女子修道院長と修道女計165名の年齢を見よう。60歳を越える女性も何人かいたものの、当時のイングランドの修道女の年齢の中央値は40歳で、ノリッジ司教区の修道女らの平均年齢より高い。ヨークシャーのThicket修道院の12人の修道女の年齢は地域の修道院の人口の年齢層を代表しているが、3名が20代、3名が30代、3名が40代、2名が60代前半であった<sup>10</sup>。正確に年齢を把握できる全修道女では、3%が15歳から20歳で、およそ28%が20歳から30歳、27%が30歳から40歳、15%が40歳から50歳であって、10%が51歳から60歳、61歳以上は15%であった<sup>11</sup>。

この第一段階で修道院を追われた修道女たちには二つの選択肢があった。修道誓願から解放されるか、Bruisyard, Shouldhamのような閉鎖

---

<sup>8</sup> Geoffrey Backerville, "Married Clergy and Pensioned Religious in Norwich Diocese, 1555", *English Historical Review* 48 (1933), 43-64, 199-228. Bungay, Shoulham, Thetfordの各修道院長とShouldhamの修道女については、それぞれ208ページ、210ページ、214ページを見よ。また以下を参照。Norfolk Record Office (以下NROと略記) Carrow女子修道院長については、Archdeacony of Norwich burial register of the parish of St. Clements, fol. 4を、Redlingfieldの女子修道院長についてはNRO, Norwich Consistory Court 235 Bircham.

<sup>9</sup> Oliva, *Convent and Community*, pp. 46, 190.

<sup>10</sup> J. S. Purvis, ed., *A Selection of Monastic Rentals and Dissolution Papers, in Miscellanea III*, Yorkshire Archaeological Society Record Series, 80 (1931), p. 161.

<sup>11</sup> 他のあまたの修道女の性格な年齢は不明であるが、彼女らが修道院閉鎖後もかなりの期間存命していたことから、やはり修道院解体時には比較的若かったと考えられる。Romsy修道院のもと寺女であったJane Wadhamは修道院が閉鎖された当時、十分若く1543年までに子供たちを出産できたほどであった。これについては、Diana Coldiott, *Hampshire Nunneries* (Ipswich, 1989), p. 146.

されないまま残っていた修道院に移籍するかである。しかし、1536年に修道院を追われたイングランドの他地域の修道女の大半と異なり、ノリッジ司教区では、ほんの一握りの修道女が他修道院に移って禁域生活を続けることを選択したにとどまった。移籍したのは、司教区唯一のシトー会女子修道院であった Marham 修道院からの3名、司教区唯一の都市部の女子修道院であった Carrow からの4名、Crabhouse にあったごく小規模な、貧しい沼沢地の修道院からの1名である<sup>12</sup>。

修道院を追われた修道女の大半は、修道院の外で暮らすことを選択した。しかし、同司教区の修道女は他修道院に移る事を選択し数年長く修道生活を続けた者も含め、比較的若かったから、全員が、長期におよぶ可能性を秘めた不確実な未来に直面したことになる。したがって、修道院から世俗の生活に移行するにあたって差し迫った最大の懸案は、どのようにして、口を糊してゆくかであったに違いない。

大多数の修道女にとって、行政府からの財政的援助は、きわめて限定されていた。修道院閉鎖第一波の折には、終身年金の対象は修道院長に限られた。ひらの修道女に対する年金は1537年まで公的に法制化されなかったため、修道女の大半は王室から一回限りの見舞金を受け取るにとどまった。見舞金は小額で、その金額は個別の修道院の修道女の間でも異なつたし、修道院全体の中でも修道院ごとに異なつた。例えば、Blackborough 修道院では、4名の修道女が26シリング3ペニーを、4名が20シリングを受領した<sup>13</sup>。Marham の修道女2名は、やはり26シリング8ペニーを受領したが、それなのに、この小さな修道院の別の2名は、それぞれ45シリングを獲得した<sup>14</sup>。このような格差は、修道院内のヒエラ

---

<sup>12</sup> Woodward, *Dissolution of the Monasteries*, p. 74 によれば、1536年に強制退去させられた修道女の85%が他の修道院への移籍を希望したと推定されている。Augustus Jessopp, "The Norfolk Monasteries at the Time of the Suppression by Henry VIII", in *The Norfolk Antiquarian Miscellany*, ed. Walter Rye (Norwich, 1883), p. 245 (Carrow について) PRO, Suppression Papers 5/3/35 (Crabhouse について), PRO, E 117/14/22 (Marham について).

<sup>13</sup> PRO, Suppression Papers 5/4/130-50.

<sup>14</sup> PRO, E315/405.

ルキーを反映している可能性がある。年長の修道女が若い修道女より高額の見舞金を受け取っているからである。とはいえ、Redlingfield を追われた修道女は、各人が 23 シリング 4 ペニーを受け取っているにもかかわらず、その年齢はばらばらであった<sup>15</sup>。ともあれ、こうした見舞金は平均して 2 ポンドをわずかに上回る程度であって、この金額では、世俗生活に入ってゆくに際して当面の役には立っただろうが、それだけでそう長くやってゆけたはずもなかった。

ノリッジ司教区で終身年金を受領したのは、修道院長 9 名、Shouldham 修道院の修道女、それに、Bungay 修道院を追われた少なくとも 2 名の修道女であった。年金の金額は、いかなる立法機関によっても定められておらず、国王判事のさじ加減にまかされたといったほうがよい。この国王判事について、歴史家は、王国全土の全修道院を網羅した 16 世紀の会計検査報告書である教会財産資産目録 *Valor Ecclesiasticus* を参照したと考えてきた。そしてある程度まで、修道院長の年金はそれぞれの修道院の資産に比例している。

一例をあげれば、Campsey Ash は司教区随一の富裕な女子修道院であった。その修道院長 Ela Buttery は、23 ポンド 6 シリング 8 ペニーの年金を獲得しているが、この金額は司教区のほかのどの女子修道院長が受け取った額をも上回っている<sup>16</sup>。この女子修道院長の年金額が修道院の資産価値に比例して高額であったのは、修道院が富裕であったためばかりでなく、歴史上この修道院が享受してきた王侯貴族によるパトロナージュの結果であった可能性がある。これによって、Buttery の仲間うちにおける評判は高まった<sup>17</sup>。最低額の年金を受け取ったのは、女子修道院中もっとも小規模で貧しかった Crabhouse 修道院の院長で、彼女の年金は、わずか 4 ポンドであった。

他の修道院長たちの大半は、修道院の資力に応じて小額の年金を受領

---

<sup>15</sup> PRO, Suppression Papers 5/3/116.

<sup>16</sup> PRO, E 314/54. 以下にあげる女子修道院長の年金額はすべてこの史料による。

<sup>17</sup> Oliva, *Convent and Community* の第 6 章、ことに 169 ページ、172 ページを参照。

した。しかし修道院資産の評価額だけが、女子修道院長の取り分また実際には平の修道女の取り分を決めたのではないことを二つの例が示唆する。Ela Buttery について多額の年金を支給されたのは、サファクの Redlingfield 修道院最後の女子修道院長 Grace Sampson で、彼女は 13 ポンド 6 シリング 8 ペニーを受領している。この修道院は司教区髄一の貧しい修道院というわけではなかったが、富裕というにはほど遠かった。〔年収の〕評価額はわずか 67 ポンドで、閉鎖されたときには多額の負債をおっていたからである。また、やはり興味深いのが、Shouldham 最後の修道院長であった Elizabeth Fincham に与えられた年金の少なさである。この修道院は Campsy Ash に次ぐ資産規模を誇ったが、Elizabeth に与えられた年金はわずか 5 ポンドであった。

この二人の女子修道院長固有の事情は、この修道院長たちの年金額が修道院の資産価値からかけ離れた理由を示唆する。Redlingfield 修道院の最も寛大なパトロンであった Edmund Bedingfield と Grace Bedingfield のふたりは、修道院閉鎖後この小さなベネディクト修道院を入手し、Sampson が従来 of 区画に住み続けることを許していたのである<sup>18</sup>。おそらく二人は、国王判事の胸中にあったよりも多額の年金を Sampson が受け取れるよう、口利きもしたのであろう。Shouldham は修道女と参事会士からなる二重修道院で、元来は修道女を主体として、参事会士は修道女に奉仕すべく付属していたのだった。しかし、この修道院では、男性会員の長 (prior) が年額 20 ポンドの年金を受け取ったのに対して、Elizabeth Fincham は既に見たようにわずか 5 ポンドを受け取ったに過ぎないのである。Shouldham の上長たちへの国王判事による年金の割り当ては、中世の社会と教会の両方が女性に与えた地位の低さを映しだしているのだろうか？

イングランドの他地域の女子修道院の院長たちに支給された年金は、修道院の評価額とより強い相関関係にあり、上は、評価額で〔年収〕600 ポンドを越えた Wilton 修道院院長への 100 ポンドから、下は、わずか 6

---

<sup>18</sup> 彼女の遺言については、NRO, Norwich Consistory Court 234 Bircham. を参照。

ポンドと評価された Arden 修道院長<sup>19</sup> が受け取った 4 ポンドまでの間に分布している<sup>20</sup>。

イングランド全体の司教区を見ると王室から女子修道院長に支給された年金は、ひらの修道女が受け取った金額に較べると相当充実していた。院長の年金は、1536 年に修道院を追われた修道女に分与された見舞金の場合と同様、同一修道院でも修道女ごとに異なった。Shouldham 修道院では 4 名が年 40 シリングを得たのに対して、別の一名は 13 シリング 4 ペニーしか支給されていない<sup>21</sup>。Bungay 修道院の元修道女 2 名は、ノーフォーク公 Thomas のほうから、公が修道院資産の差し押さえに到着した時点で修道女は全員修道院から退散していたことをもって、修道女には Thomas から国王者も国王の代理人からも一切の貨幣を受け取る権利がないとの申し立てがあったにもかかわらず、王室から年金を支払われている<sup>22</sup>。Mary Loveday と Elizabeth Duke はそれぞれ 60 シリングと 40 シリングを受け取ったのであり、やはり Bungay 修道院の修道女であった Katherine Hubbert は、1569 年の年金受領者名簿に年 40 シリングの年金を受け取っているとして記載があるのである<sup>23</sup>。

王室からではないが、司教区の元修道女で終身年金を受領した者は他にも何名かあった。1557 年の遺言書で Nichols Hare は妻の Katherine に対して、彼が 1539 年に王室から購入していた Bruisyard 修道院の元修道女たち、Margaret Loveday, Florence Scuteler, Jane Wentworth の援助を続けるよう指示し<sup>24</sup>、3 名に対しては 53 シリングが、1 名に対

<sup>19</sup> Dugdale, *Monasticon*, 2: 330-31.

<sup>20</sup> Arden 修道院については Cross and Vickers, *Monks, Friars and Nuns*, p. 524. また Cooke, “English Nuns”, p. 289 の表 13.1 は、評価額 200 ポンド以上の修道院について院長の年金額と修道院の評価額の関係を示している。

<sup>21</sup> PRO, E 101/553/4.

<sup>22</sup> *Letters and Papers, Henry III*, 10-241 no. 599, 514, no. 1236. また Sybil Jack, “The Last Days of the Smaller Monasteries in England”, *Journal of Ecclesiastical History* 21 (1970), 97-124 の 102 ページ。

<sup>23</sup> Loveday と Duke については PRO, E 101/533/4 を、Hubbert については PRO, E 178/3251 を参照。

<sup>24</sup> PRO, Prerogative Court of Canterbury Probate 11/39/46.

して20シリングが支払われ続けるようにとりはからった。元修道女の援助に当たったのは、この場合にはこの最近解体された女子修道院の新しい所有者だけであったようである。あまり数は多くないが、修道院の新しい所有者が元修道女の年金を支払った例は王国の別の地域的女子修道院についても知られている。例えば、ヨークシャーのThicket修道院を追われた修道女について、William Wythehamは、11名のひとりひとりに33シリングから20シリングの年金を支払っている<sup>25</sup>。

イングランドのほかの修道院を出た平の修道女824名をみても、支給された年金額は同一の修道院の修道女の間でも異なっていた。たとえばMarrick修道院の修道女3名は年20シリングを、別の3名は26シリング8ペニーを、また4名は40シリングを、1名は53シリング4ペニーを、別の1名は66シリング8ペニーを支給されているのである<sup>26</sup>。こうした差異はあったものの、この修道女たちの年金も修道院の年収と比較的強い相関関係にあった。Marrick修道院の年収はわずか48ポンドと査定されていたが、Elstow修道院は、はるかに富裕で、修道女はそれぞれ53シリング4ペニーの終身年金を支給された<sup>27</sup>。

イングランド全土の元修道女全員の年金の平均は33シリング4ペニー。これは、ノリッジ司教区の平均の47シリングより少ない。全国平均のほうが小額であった理由は、きわめて貧しい女子修道院の多かったヨーク司教区が全修道女の年金の平均額を引き下げたためである可能性

<sup>25</sup> J. Clay, ed., *Yorkshire Monasteries: Suppression Papers*, Yorkshire Archaeological Society Record Series, 48 (1912), p. 161. 国庫以外の財源から年金が支払われた別の例については、J. Raine, ed., *Wills and Inventories from the Registry of the Archdeaconry of Richmond, 1442-1579*, Surtees Society, 26 (1853), p. 143 がリッチモンド州の修道院出身の元修道女である Anne Lademan の例をあげている。Anne は、彼女の年金の支払い義務を負っていたと見られる Dr. Dakins の遺言執行人に対し支払い請求権があった。

<sup>26</sup> *Letters and Papers, Henry VIII*, 15-547 また Clay, *Yorkshire Monasteries*, pp. 134-35.

<sup>27</sup> *Valor Ecclesiasticus*, 5: 67 (Marrick 修道院について) Elstow 修道院は 284 ポンド以上と査定されているが、同院については、*Letters and Papers, Henry VIII*, 14 (2): 24-25 を参照。

がある。もしそうであるなら、イングランドの他地域の女子修道院の見積もり年収は、ノリッジ司教区の場合以上に修道女の年金とより強い相関関係にあったことになる。

1536年に共同体の家を閉鎖されたノリッジ司教区の修道士、参事会士の多くは同じ境遇に置かれた女性たち同様、王室の年金を受領していない。しかし、多くの者が、当時解体された男子修道院の大半を取得したノーファク公、サファック伯からバックアップされた。ただし、彼らは元修道士、参事会士に終身年金を与えるのではなく、ほかの聖職に就けたのであった。(ノーファク公は Bungay 修道院の修道女の受け入れには消極的であったにもかかわらずである<sup>28</sup>。)

司教区の教会戸籍簿を中心とする諸記録をざっと見ただけでもノリッジ司教区でも他の司教区でも自らの修道院が閉鎖されたとき、男たちは他の聖職禄にありついたことがわかる。例えば、ノリッジの司教座聖堂付き修道団体は大聖堂主席司祭と聖堂参事に再編されたため、共同生活を営んでいた修道士の何人かと、独居房にいた何名かは首席司祭や聖堂授禄聖職者となって聖職者の地位に安住することができた<sup>29</sup>。しかし、所属していた修道団体がイングランドの改革教会の組織に再編されなかった場合にも、男たちはほかの聖職禄を確保し、そうすることで修道院生活から世俗生活への移行をスムーズに行いえているのである<sup>30</sup>。ThetfordのHoly Sepulchre修道院のアウグスティノ修道参事会士であったWilliam MexallはBarningham Norwoodの教区司祭となつたし、Wendlingのプレモントレ会修道院の少なくとも二人の参事会士は、修道院閉鎖があつたその年のうちに修道院からそう遠くない教区に聖職禄を得ている<sup>31</sup>。

男性の場合には、他の聖職につく可能性があつたことで、女性の場合

---

<sup>28</sup> Baskerville, "Married Clergy", pp. 202-3.

<sup>29</sup> Dugdale, *Monasticon*, 4: 8 (Norwich cathedral priory). 他の例では、Albeby修道院について、同461から462ページ。Hoxne修道院については同618から619ページ、Lynn修道院については同462ページ。

<sup>30</sup> Baskerville, "Married Clergy", pp. 201-2.

<sup>31</sup> Baskerville, "Married Clergy", p. 200 note 2.

に較べて世俗移行にともなう不確実性は微小であった。1536年に修道院退去を迫られたとき、修道女には、別の禄を得るという選択はなかったからである。実際、聖職禄にありつくことができたのは、第一期の閉鎖の影響を受けた修道士、修道参事会士だけではなかった。すべての元修道者に年金を保証した第二段階の閉鎖に際しても、男性たちには別の聖職につくという道があったのである。したがって司教区の修道士と修道参事会士の多くは修道院閉鎖に際して新しい職務に就くことができたばかりでなく、王室から終身年金を受け取ることができたのであり、これにより、男性修道者は修道院生活から修道院解体後の生活に入っていくにあたりひじょうに危なげなく移行を果たしえたことが確実である<sup>32</sup>。

さらに、司教区の修道女とは対照的に、修道士、聖堂参事会士は通常より高いレートの年金を受け取っている。Shouldham 修道院の女子修道院長 (prioress) と、参事会士の長 (prior) の年金の額に開きがあったことは既に見たが、ここで思い出されるのは、Elizabeth Fincham が年5ポンドの年金を受領したのに対して、Robert Swift は、Walingtonの教区司祭禄に加えて20ポンドの年金を受領していることである<sup>33</sup>。このギルバート会修道院の修道女と修道参事会士に支給された年金額もやはり平等ではなかった。修道女は年13シリングから40シリングの終身年金を受け取ったのに対して、同じ修道院の8人の参事会士は54シリング4ペニーの年金を受領しているのである<sup>34</sup>。司教区のほかの修道団体の男性の指導者と修道士、参事会士の年金を女子修道院長と修道女の年金と比較するなら同じパターンが認められる。West Acre 修道院の男子修

---

<sup>32</sup> ノリッジ司教区その他で元修道者に開かれていた選択については、Baskerville, *English Monks*, pp. 182-86, 251-52 また、Gasquet, *Henry VIII and the English Monasteries*, pp. 447-51. また Hodgett, “Unpensioned Ex-religious”, pp. 195-202 また Knowles, *Religious Orders*, 3: 389-92 また Sheppard, “The Reformation and the Citizens of Norwich”, *Norfolk Archaeology* 38 (1983), 44-58 の 47 ページ。また、Woodward, *Dissolution of the Monasteries*, pp. 147-49.

<sup>33</sup> 年金額について PRO, E 101/533/4。教区司祭禄については、Baskerville, “Married Clergy”, p. 200 note 4。

<sup>34</sup> 参事会士の長 (prior) と参事会士の年金については PRO, E 101/533/4。

道院長は、40 ポンドをえており、Walsingham の修道士は各人が最低でも 5 ポンドの年金を受け取った<sup>35</sup>。このような比較的高額な年金は往々にして男子修道院の資産が莫大であったことによるが—— West Acre の年収は 260 ポンドと査定されており、Walsingham の年収は 391 ポンドと査定されている—— もともと貧しい修道院にいた修道士さえもが、比較的裕福な修道院にいた修道女よりも高額の貨幣を手に行っているのである<sup>36</sup>。司教区の修道士ないし参事会士が受領した年金の平均は 6 ポンドで、男性についての全国平均の 5 ポンドよりわずかに多いが、この額は修道女が受け取った最高額の 3 倍以上であった<sup>37</sup>。

男性の修道者が大きな金銭的見返りを受けたことは、中世の社会においても教会においても男性が高い地位にあったことの証であろう。しかし、ここで肝心なのは、より大きな金銭的見返りを受けたことで修道士や聖堂参事会士が司教区の元修道女の大半に較べ、はるかにやすやすと在俗での生活に移ることができたということである。そしてまた、男性たちは修道院を離れたあとも多くの場合教会内の別のポストを得ることができ、そこから収入を得ることになっても修道院解体に伴う年金の受領を停止されなかった。とあってみれば、彼らの運命は、出発点からしてより安泰であったとことになる<sup>38</sup>。

財政的援助がほとんどないに等しい、あるいは全くない状態に直面した修道女の選択はあまり多くなかった。従順と清貧の誓願から解放された一方で、女性たちは 1549 年まで純潔の誓願には拘束されていたのであった。依然拘束力のある誓願を破って結婚した女性はまれで、司教区の修道女には結婚したものもあったかも知れないが、いつ、誰と結婚し

---

<sup>35</sup> VCH *Norfolk*, 2: 404 また Baskerville, “Married Clergy”, p. 211.

<sup>36</sup> 修道院の資産価値が 28 ポンドに過ぎなかったにもかかわらず王室から年 3 ポンドを受領した Weybourne の参事会士については、Baskerville, “Married Clergy”, p. 212. これらの男子修道院の資産価値については、*Valor Ecclesiasticus*, *passim*.

<sup>37</sup> Knowles, *Religious Orders*, 3: 406-7.

<sup>38</sup> Margaret Bowker, “Henrician Reform and the Parish Clergy”, in *The English Reformation Revised*, ed. Christopher Haigh (Cambridge, 1987), pp. 75-93.

たのかを明らかにする証拠は何もない。姓名が変われば無論、追跡は困難になるが、ノリッジの修道女が未婚であり続けたことは、他地域の修道女の選択を象徴している。例えば、Claire Cross と Noreen Vickers は、所属していた修道院が閉鎖された後結婚した修道女を、ヨークシャーについて 216 人中たった 6 人しか見つけることができている<sup>39</sup>。

他地区の同じ境遇にあった女性たちがそうしたように、ノリッジの修道女の何人かは、修道女の生を離れ俗人としての生をはじめるにあたって家族に援助を求めたかも知れない。例えば、かつてヨークシャーの Wiberfoss の修道女であった Elizabeth Craike は、1548 年の母の遺言書で、生活空間の調度としては十分な寝具とリネンと家財——なべ、フライパン、ベッド、じゅうたん、柵——に加えて 3 ポンド 8 シリングの年金を遺贈されている<sup>40</sup>。家族に扶養された例はロンドンの修道院を追われた修道女にも幾つか見られる<sup>41</sup>。そうした女性たちのほとんどは、その親族が、元修道女に毎年の収入を送るゆとりがあったか、家に迎え入れられるだけの経済的裏づけがあったかのいずれかであった<sup>42</sup>。

ところが、ノリッジ司教区の修道院では元修道女がそのように家族に扶養された例はあまり見当たらないのである。Philip Calthorpe は Bruisyard の修道女であった娘の Dorothy に年 40 シリングの終身レントを 1532 年に遺贈しており<sup>43</sup>、やはり Bruisyard を出た Jane Drury は、

---

<sup>39</sup> Cross and Vickers, *Monks, Friars, and Nuns*, pp. 540, 546, 561, 582, 593, 607.

<sup>40</sup> Cross and Vickers, *Monks, Friars, and Nuns*, p. 545.

<sup>41</sup> Paxton, “Nunneries of London”, pp. 105-6. F. C. and P. Morgan, “Some Nuns, Ex-religious and Former Chantry Priests Living in the Diocese of Hereford (c. 1545)”, *Woolhope Naturalists Field Club Transactions*, 27 (1963), pp. 139 and 145 note 3. Aconbury 最後の修道院長であった Jean Scudamore は修道院閉鎖後、家族と同居したとあるがその典拠は示されていない。

<sup>42</sup> また、Nunkeeling 最後の女子修道院長 Christianna Burgh 通称 Dame Peres については、Raine, *Wills and Inventories*, p. 191 をみよ。彼女は、8 ポンドの年金を与えられ、ヨークシャーのノースライディングに引きこもって家族と暮らした。

<sup>43</sup> NRO, Norwich Consistory Court 197 Platfoote.

自身の遺言書のなかで「ジェントルウーマン」を名乗りうるほどの財力を持った家の出であったが<sup>44</sup>、司教区の修道女の大部分はそのような援助が無理か、あるいは少なくとも容易ではない、より低い社会階層の家の出身であった<sup>45</sup>。修道女をやめた親族の女性に対する感情はより一般的には Roger Giggs が露呈させたものに似る。彼は、1534年の遺言書で、姉か妹にあたる Margaret に対して、「もし彼女が今も生きていたら」という条件で 20 シリングを贈るとしている<sup>46</sup>。生きているのかどうか不確かということは、彼がこの親族の元修道女と相当疎遠であった可能性をまざまざと示すものであろう。

国王からはたいした財政的援助を受けられず、おそらくあまりにも長い間、家族と離れて暮らしていたがために、修道院を追われた修道女たちの大半は自分でなんらかの生計手段を探さなければならなかった。Campsey Ash を追われた 2 人の修道女は、修道院からそう遠くない Dunwich の町で一緒に学校を開いている<sup>47</sup>。司教区的女子修道院の多くは農村地帯に位置していたが、農村に較べて職を得やすい町へと移住した女性は、ほかにもあった。Shouldham の修道女であった Joan Dereham は近隣の Lynn の町に引っ越している。さらに、Theford 最後の修道院長 Elizabeth Hoth や Campsey Ash 最後の修道院長 Ela Buttery から多くの女性がノリッジ市に移住しているのである<sup>48</sup>。

何処に行こうが、修道院を出立した修道女たちは、ほとんどの場合自分の世帯を構えなければならなかった。Framingham に「小さな住まい」を購入した Shouldham 修道院出の Jane Wentworth のようにである<sup>49</sup>。

---

<sup>44</sup> NRO, Norwich Consistory Court 93-94 Cooke.

<sup>45</sup> ノリッジ司教区の修道女の大半が比較的低い社会階層の出身者であったことについては、Marilyn Oliva, *Convent and Community* 第 2 章を参照。

<sup>46</sup> NRO, Norwich Consistory Court 256-58 Attmere.

<sup>47</sup> NRO, Norwich Consistory Court 520-521 Ropy は Thomas Robert の遺言書だが、そこには、彼女たちが Thomas から、「学校を設置する」部屋を借りたことが述べられている。

<sup>48</sup> PRO, E 178/3251 (Dereham について) また、Baskerville, “Married Clergy”, p. 210 (Hoth について), p. 205 (Buttery について).

<sup>49</sup> Baskerville, “Married Clergy”, p. 219.

Flixton を出立して還俗した修道女の何人かは新しい住まいの調度を整えるためにベッド、枕、布団など修道院の家具類を多数購入している<sup>50</sup>。Redlingfield 最後の修道院長であった Grace Sampson は修道院の「新しい応接室」にあった全備品を 10 シリングで購入している<sup>51</sup>。元修道女たちの新しい居室の調度を整えるためのサポートは、彼女たちの身を案じた部外者からもやってきた。例えば、John Waterman は、所有していた中で一番上等な羽入り敷布団、一番上等なシャツ 1 組、毛布、枕 3 つを Carrow の元修道女の Joan Bond に遺贈している<sup>52</sup>。このような遺贈は 16 世紀の中頃まで延々と、かつて修道女であった女性たちに対して向けられている<sup>53</sup>。

独り暮らしは明らかに選択肢のひとつであったが、まかなうのは簡単ではなく、司教区の元修道女たちの多くは、新天地に移住した後も共同生活を続けていた。そうすることで、スムーズに俗世間に入って行けたことは疑いない。16 世紀中頃の遺言書の何通かには、ノリッジ市の St. Peter Hungate 教区で共同生活をしていた Carrow 修道院元修道女たちへの遺贈が含まれている。例えば、Joan Bond は、修道院解体時に Carrow 修道院の院長であった Cecily Cuffield と同居していた<sup>54</sup>。Shouldham の修道女の少なくとも 2 名はノリッジ市の別の教区である St. Steophan 教区で共同生活を営んでいたが、この教区には Ela Buttery も住んでおり 1546 年に死亡している<sup>55</sup>。

興味深いことだが、この二つの教区には 15 世紀の段階で信仰生活を送

---

<sup>50</sup> PRO, Suppression Papers 5/1/110.

<sup>51</sup> PRO, Suppression Papers 5/3/133.

<sup>52</sup> NRO, Norwich Consistory Court 75-77 Wymen.

<sup>53</sup> 例えば NRO, Norwich Consistory Court 275-78 Mingay (1542) また NRO, Norwich Consistory Court Punting (1545) また NRO, Norwich Consistory Court 51-52 Hyll (1537) を参照。

<sup>54</sup> NRO, Norwich Consistory Court 75 Wymer (1546) また NRO, Norwich Consistory Court 75-77 Wymer (1546) また NRO, Norwich Consistory Court, NRO 169 Punting (1545).

<sup>55</sup> Shoudham の修道女については Baskerville, “Married Clergy”, p. 120 と NRO, Norwich Consistory Court 261 Hyll for Buttery を参照。

る女性のインフォーマルなコミュニティが存在していた<sup>56</sup>。

修道院閉鎖後も女性たちが共同生活を続けた裏に経済的な必要があったことは、間違いない。しかし、かつて信仰生活を送っていたほかの女性と同じアイデンティティ意識や共同体意識も、この決断にかかわる要因であったに違いない。おそらく、共にあることによるのみ、曲がりなりにも信仰生活の継続が可能であったのだろう。イングランド国教会は女子修道会を容認しなかったから、女性たちはより分断された家と言う私的領域に居場所を限定されることになった<sup>57</sup>。エリー司教区のベネディクト修道院 Swffham Bulbeck 最後の修道院長の Joanne Spillmann が、自分の修道院が閉鎖された後も「修道院の司祭館の庭にあった洞穴」に残ったのもおそらくはそれが理由だったと思われる<sup>58</sup>。ノリッジ司教区の元修道女たちが修道院の日課を継続したかは不明である。しかし、彼女たちが選んだ埋葬場所や遺言書で行った贈与（主祭壇への贈与や自身と友人の魂のための祈りなど）からは彼女たちが修道院解体後のイングランドに身をやつしながらも、情動、心理面では古き信仰へ信念を維持したことを示している。

修道女から還俗した女性の遺言書からは、少なくとも彼女たちが修道院解体後も連絡を取り続けていたことが読み取れる。ノリッジ司教区では Blacborough 修道院最後の院長であった Elizabeth Dawney と Campsey Ash 最後の院長であった Ela Buttery が共に、全財産をかつて共に修道院生活を送った女性たちに遺贈している<sup>59</sup>。ヨークシャー、ロン

---

<sup>56</sup> Roberta Gilchrist and Mrilyn Oliva, *Religious Women in Medieval East Anglia* (Norwich, 1993), pp. 71-72.

<sup>57</sup> Barbara Harris, "A New Look at the Reformation: Aristocratic Women and Nunneries, 1450-1540", *Journal of British Studies* 32 (1993), 89-113 の p. 90 また Warnicke, *Women of the English Renaissance*, pp. 84-85. Lyndal Roper, *The Holy Household: Women and Morals in Reformation Augsburg* (Oxford, 1989) は、アウグスブルクの宗教改革のこうした側面を論じている。

<sup>58</sup> William Palmer, "The Benedictine Nunnery of Swaffham Bulbeck", *Proceedings of the Cambridge Antiquarian Society* 31 (1929), 30-65 の p. 35.

<sup>59</sup> NRO, Norwich Consistory Court 47 Mayett (Dawney について) また、NRO, Norwich Consistory Court 261 Hyll (Buttery について)。

ドン、ハンプシャー州でかつて修道生活を送った元修道院長と平の修道女の遺言書にも、かつて共に生活し祈った仲間たちへの遺贈が頻繁に見受けられる<sup>60</sup>。ノリッジの元修道女たちと同様に彼女らは驚天動地の事態を前にして互いをつなぐ永続的な絆を示しているが、この絆は俗界における友人としてまた信仰生活を送る女性としての結びつきの強さを物語るものである。

そうしたきずなは、修道女が世俗の生活になじむ上での財政的・心理的衝撃を和らげる力を持っていたに違いない。しかし同様に重要なのは、共同生活継続の手はずは、女子修道院の研究でも隠修女に関する研究でも突き止められている、女性のインフォーマルな信仰団体が有する長い伝統を思わせることである<sup>61</sup>。そうしたインフォーマルな集団は、いずれかの段階で教会ヒエラルキーによって律修化される場合が多かったが、中世またそれ以降も、インフォーマルな集団が見出されることは、確立された教会の特性の枠外で機能した女性の信仰心の一筋の流れを示唆するものである。そして、教会がそのような女性宗教者のインフォーマルな団体を認可しなかったにしても、地域の人々の遺言状で遺贈を設定されていることから、彼女たちが認知された援助の対象であったことが明らかである<sup>62</sup>。

---

<sup>60</sup> 例えば、Raine, *Wills and Inventories*, p. 193 に収録されている Nunkeeling 最後の修道院長 Christianna Burgh の遺言書を参照。Christianna は、1566 年づけの遺言書でかつての同僚の元修道女二人に遺贈を設定している。この言及は Cross and Vickers, *Monks, Friars, and Nuns*, pp. 532-33 にも引用されている。他の例については同, pp. 535-37, 544, 560-61, 584, 586, 588 また Paxton, “Nunneries of London”, pp. 308-9 を参照。

<sup>61</sup> Sharon Elkins, *Holy Women of Twelfth-Century England* (Chapel Hill, 1988), pp. 48, 53, 71, 123.

<sup>62</sup> 例えばノリッジ市のインフォーマルな集団についての手がかりは以下の遺言書から得られる。NRO, Norwich Consistory Court 102 Brosyerd (1458) また PRO, Prerogative Court of Cantabury Probate 11/4/23 (1461) また NRO, Norwich Consistory Court 30 Wylby (1444)。これ以外の遺言状は、Gilchrist and Oliva, *Religious Women*, pp. 95-96 に挙げられている。Norman Tanner, *The Church in Late Medieval Norwich* (Toronto, 1984), p. 203 には Gilchrist と私が注目した 5 つのセトルメントをとりあげている。

見逃すことができないのは、女性たちが修道院閉鎖後も共同生活を続け、男性に較べてずっと長い間相互の接触を持ち続けたことである。しかし、このことは驚くにあたらない<sup>63</sup>。修道女が拝領した見舞金と年金は、修道士が手にした金額に比してずっと小額であったし、修道士たちにはほかならぬイングランド国教会内を含めて、職を得る選択がふんだんにあった。しかし、在俗で信仰生活を行う女性たちが共にあろうとしたのは単に懐事情による、と説明するのは間違っているだろう。

Colin Richmond はイングランドにおける教会改革は、ある意味、宗教からフェミニズムの要素を取り除くことであったと述べている。つまり、単に女子修道院が解体されたにとどまらず「ことに女性が慣れ親しんだ宗教上の表現手段」が破壊され、はっきりと禁止されたというのである<sup>64</sup>。ひとつの宗教文化が、そのようにぎっくりそぎ落とされたことで、修道女が世俗生活に戻るに際しての困難は倍化したに違いない。女性の信仰心の表現を受容しないこの文化的移行を前に、元修道女たちは、統制をうけていない宗教団体において彼女たち以前に結ばれていた女性たち同様、同時代の権力によっては満たされなかった霊的宗教的必要を満足させるべく共同体を設立した。実際、前述したように、この女性たちが、主聖壇に遺贈し、とりなしの祈りを求めたことから、彼女たちは意識的に古い信仰の価値を信じ続けことを示す。実際、多くの者がそのようなアイデンティティがさしたる意味を持たなくなった後も、自らを「善きカトリックの」女性であると、あるいは「二心ないカトリックの」女性であると、年金受給者名簿(1547年と1553年)のなかで表明していたのである。多くの人々、否、おそらく大半(?)の人々にとって時代錯誤であったかも知れないが、こうした矜持は、古き信仰への変わらぬ信念のみならず、在俗で信仰生活を送る女性 religious women たる立ち位置へのはっきりした自己認識を物語っている。そうした矜持は共同生活と相伴って、さまなければ危ういものであったろう世俗への移行を安定

---

<sup>63</sup> Warnicke, *Women of the English Renaissance*, pp. 70-71.

<sup>64</sup> Colin Richmond, "The English Gentry and Religion, c. 1500", in Christopher Harper-Bill, ed., *Religious Belief and Ecclesiastical Careers in Late Medieval England* (Woodbridge, 1991), pp. 121-50. の pp. 140-142 を参照。

させる手段となった。

## 〔訳者解題〕

ヘンリー 8 世治下における修道院解体は本邦ではあまり知られていない主題である。以下では、修道院解体にいたるイングランド情勢と修道院解体の影響を概観し解題にかえたい。

ヘンリー 8 世が美貌の侍女アン・ブーリンとの結婚を果たすために妻キャサリンとの婚姻解消を望んだがローマ教皇にいれられず、イングランド国教会を樹立してその首長となることでローマ・カトリックと袂をわかったことはよく知られている。

中世において、妻に飽きた主君が婚姻無効を申し立てて再婚におよんだ例は皆無ではなかった。問題は、ヘンリーが離縁しようとしたキャサリンが、カスティール女王イサベル 2 世とアラゴン王フェルナンド 2 世の娘であり、当時のヨーロッパ情勢の鍵をにぎっていた神聖ローマ皇帝カール 5 世の叔母にあたったことにあった。ヘンリーは、キャサリンとの結婚は、結婚当事キャサリンが処女であったとの仮定に基づいていたが、実際にはそうではなかったから無効であると主張し、キャサリンは、結婚当時、処女であったと言って譲らなかった。ヘンリーは嘘だといいい、再三教皇側に働きかけていたが、一方のカールは、叔母とヘンリーの離婚を認めないようクレメンス 7 世に圧力をかけていた。カールの機嫌を損ねるかヘンリーを怒らせるか、迷いに迷った教皇は決定をさきのばしにする。しかし、1529 年、イングランドと戦争関係にあったフランスがカールと和平を結んだことでカールの絶対的優位はゆるぎないものとなり、教皇がヘンリーとカールの叔母のキャサリンの婚姻無効を宣言する可能性は無に帰した。

難航する交渉に業をにやしたヘンリーの怒りの予さきは、大法官であったウルジーにむかう。ウルジーは突然職をとかれ、トマス・モアが代役にあたったが、モアは、さらに適役ではなかったため、ヘンリーは次第に、前任者とは気質の異なるトマス・クロムウェルと克蘭マーを重用するようになった。婚姻の無効について「大陸の大学の神学部」に問い合わせるよう進言したのは克蘭マーで、この策が功を奏し 1530 年

議会に好都合な結論がもたらされる。ヘンリーはイングランドにおける教皇の十分の一税支払い拒否をちらつかせて婚姻解消の許可をせまったが、このころみもむなしいとわかると、1533年1月ヘンリーは、アン・ブーリンと秘密裏に結婚し、議会に対して、ローマへの上訴を禁止する法案を通過させるよう迫った。その結果キャサリンとの婚姻は無効、アンとの婚姻が有効とされ、6日後、アン・ブーリンはイングランド女王として戴冠した。ヘンリーがあせる理由があった。この時すでにアン・ブーリンは身ごもっており、3ヶ月後、後のエリザベス1世を産むことになる。

対して、教皇側はヘンリー8世の破門により対抗した。これをもって聖界は大混乱に陥る。一方の議会はクロムウェルの求めに応じて1534年の春、ローマとの断絶を実現するための幾つかの法案を通過させた。この時通過した法案のひとつが国王を「イングランド教会の地上における唯一至高の長」とする国王至上法と、これを否定する者は反逆者として死罪とした法律であった。こうしてヘンリーの方針に異論を唱えた者は容赦なく弾圧されることとなるのである。弾圧のはげしさは先の大法官であったトマス・モアさえも新しい婚姻は無効でないとの宣言を拒んだために、反逆罪のかどで1535年首をはねられたほどであった。国王の方針を不満として拷問にかけられ処刑された修道士も少なくない。クロムウェルが、宗教上の国王代理という新たに創設されたポストに着任し、国王の指示が守られているかどうか調査する名目で修道院の立ち入り調査を行い、実際には財務状況を調べたのはこのような時だった。こうした経緯をへて1536年には年収200ポンド以下または総勢12名以下の修道院の閉鎖が命じられ、恩寵の巡礼とよばれる民衆蜂起とその収束をへて1539年には大規模修道院の閉鎖を命じる法案が議会を通過した。

かくして閉鎖された修道院は、850あまりにのぼった。その多くは11・12世紀の創立であったが、16世紀の解体時に全教区の聖職禄の三分の一、教会全体の収入の約二分の一を保有し、国土の四分の一をその所領が占めていたため、修道院解散によって移動した富は、イングランド史上ほとんど例をみないほど甚大なものであった。また、人的には、影響は8000人の修道士、修道参事会士、托鉢修道士とその10倍におよぶ従属民にお

よぶことになった。

M.オリヴァは、この中から特に修道女に注目して、彼女たちが修道院を追われた後に国庫から受けた補償を問題にしている。中世に農場経営の中心であり、文化の中心でもあって潤っていた修道院が解体され、金銀宝石をちりばめた写本が破壊され、屋根がはぎとられ、といが取り去られ、鐘がとがされ、建築資材とするため建造物が解体されたことで失われたものは計り知れないが、年収にして総額 150,000 ポンドから 200,000 ポンドにおよぶ修道院資産のうち、修道士、修道女に年金として支払われた額はごく一部であった。没収された資産は、戦費によって逼迫していた国庫をうるおしたのであったが、現金収入に飢えていた国王はわずかに数年のうちに修道院資産を廉価で売却したため、この恩恵にあずかったジェントリや商人は、英華への道を一気に登り詰める。と同時に、彼らはイングランドにおける宗教改革の強固な支持層となった。修道院資産の売却によって国王が手中にした富は衣装と教会の備品をのぞいて、実に 1500,000 ポンドに及んだと言う。ヘンリーをヨーロッパでもっとも富める国王にしてみせると、かつて、忠臣が豪語した言葉もうそではなかった。イングランドがアルマダ海戦でスペインの無敵艦隊をやぶり、日の沈まない帝国を築くのもそう遠い日ではないだろう。

修道院廃止にはしかし影の部分もあった。修道院が突然廃止されたことで、修道院に依存して生きていた多くの人々が生きる糧を失ったし、新しい土地の所有者は、収入の寡多にかかわらず高い地代を要求する傾向にあった。中世において貧民救済の最大の担い手であった修道院が消失してしまっていたために、事態は深刻であった。食うに困った人々は盗みを働くようになったのである。1536 年には、はじめて救貧法が成文化されたが、ヘンリー 8 世治下には浮浪貧民が生きるために盗みを働く例が頻発し、7,200 人の貧民が死刑に処された。

ヘンリー 8 世はじめ、チューダー朝の君主は、いずれも金銀宝石きらびやかな豪華な衣装をまとうて肖像画に描かれているが、国王らへの富の集積は、このように貧しいひとびとの命の犠牲のもとに得られたものであったのであり、手放して礼賛できるものではない。

もともと修道院廃止のような教会改革としては劇薬とも言える手法がとられたのは、修道士が「教皇の駐屯兵」と看做されていたためにほか

ならない。しかし、イングランドの宗教改革は、大陸の場合とことなり 1) 民衆の支持を得ておこなわれ、2) 教区教会については大きな変更がなかった、と評される。恩寵の巡礼をまねいたとはいえ、まがりなりにも民衆の支持があったといわれる状況が生まれた背景には、修道院解散にさきだって、あらかじめ宣伝活動が展開されたことがあずかっていた。1535年夏にはじまる巡察にさきだち、修道士、修道女を「偽善者」「呪術師」「怠け者」などの毒々しい言葉で罵倒喧伝する者、修道院があるために国土は「収益体質になっていない」と説く説教師、「もし修道院が解体されたなら、国王が増税にはしることは二度とない」と人々に話して回る者の三者が役割分担して、修道院批判にかたむく世論を醸成していたのであった。またこの時、直接巡察にあたった者が作製した報告書が残っているが、修道院の解体は、巡察が行われる以前からの既定路線であった。報告書そのものが、修道院解体を正当化する意図を持って作製されたといわれるゆえんである。

M. オリヴァが、論文冒頭で述べている、修道士、修道女の道徳的退廃についての叙述とは、そのような文書に基づく歴史叙述の伝統であろう。大英帝国時代のイングランドの繁栄は、遠くさかのぼってこの時代に築かれたといえようが、もっぱらアルマダ海戦やその後の植民地経営とのかかわりにおいて論じられる傾向にあり、救貧法の制定のきっかけとなる貧民の蔓延ももっぱらエンクロージャーとのかかわりにおいて論じられる傾向にあった。オリヴァの論考は、修道院解体のごく小さな一面を論じたにすぎないが、彼女の論文が、さざなみとなって、この世界史上の盲点ともいえる修道院解体が何であり、どのような影響をおよぼしたか、思索を深めるうえでのきっかけになれば、と願う。

蛇足であるが、多くの人々を破滅のふちへとおいやったヘンリーは、幼少期には国王となることを期待されておらず、帝王教育をうけていなかった。富の集積に成功し、6人の女性をとっかえひっかえ妻にしたヘンリーではあったが、最大多数の最大幸福を実現する為政者としても、また、家庭人としてもまったく失格であった。国教会を樹立してまで手にいれたアン・ブーリンであるが、彼女自身は処刑され、ヘンリーの複雑な婚姻関係に翻弄され幼少期を不安にすごしたその娘エリザベス1世は、生涯結婚しなかった。